様式第３

令和６年自転車指導啓発重点地区及び路線

昭和警察署

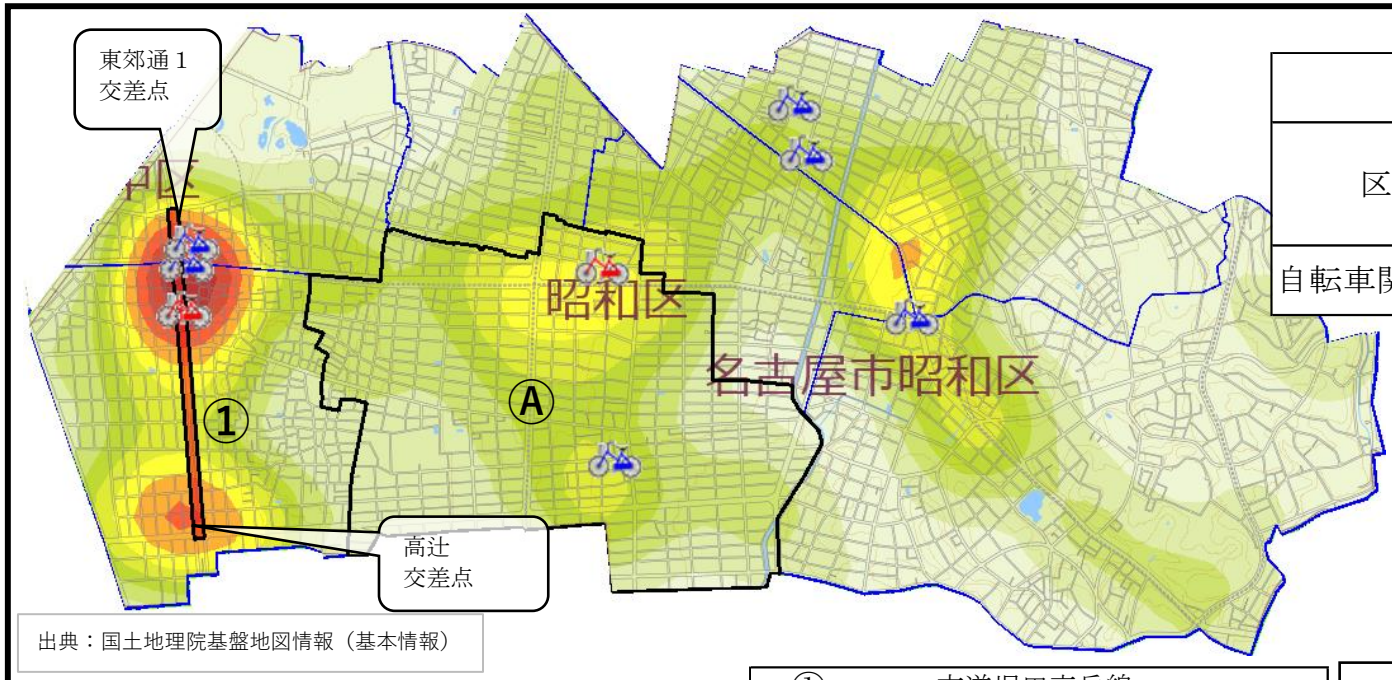

出典：国土地理院基盤地図情報（基本情報）

自転車事故件数			
区分	昭和警察署 管内		
	R3.1 ～R5.10	重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	277	6	2

この地区でよく見られる自転車利用者の<u>違反形態</u>

- **歩道で徐行や一時停止をしない**
- **傘差し運転や携帯電話を使用しながらの運転**
- **一時不停止**

①	市道堀田高岳線		
東郊通１交差点	～	高辻交差点	1,900 m
選定理由			
幹線道路のため自転車利用者が多く、自転車に関連する事故が多発していること。令和３年中に自転車が当事者となる死亡事故が発生したため。			

Ⓐ	【重点地区】
阿由知交番管内	
選定理由	
令和５年に自転車が当事者となる死亡事故が発生したこと。高齢者事故も多発していることから、高齢者交通事故対策と一体となった取り組みを推進していく必要があるため。	

凡　例

- 低　高　**自転車事故密度分布**
- **自転車指導啓発重点地区**
- **自転車指導啓発重点路線**
- **重傷事故発生場所**
- **死亡事故発生場所**

愛知県警察